

再生可能エネルギー固定価格買取制度における 平成 26 年度新規参入者向け調達価格等の改正に対する意見

平成 26 年 3 月 19 日
日本商工会議所

国産エネルギー源の確保、気候変動や大気汚染等の環境問題への対応等の観点から、我が国は持続的に「再生可能エネルギー」の導入推進を図っていくべきである。

再生可能エネルギー固定価格買取制度については、経済財政白書（平成 24 年度）が「サーチャージによる転嫁に支えられた高収益事業であり、一般世帯を含む需要家が事後的に確定する支払超過額を負担する仕組みであるから、買取価格やサーチャージの設定・改定段階において、価格設定の妥当性や費用効率につき、検証することが必要である」と指摘している通り、導入促進の観点のみならず、将来長期にわたる電気料金負担の見通しやその影響も勘案して、慎重に検討をするべきである。買取価格を長期間固定する本制度は、効果の乏しい国民負担であっても、基本的には引き下げることができないことを認識する必要がある。

再生可能エネルギー固定価格買取制度で先行し、我が国が制度のモデルとしたドイツでは、太陽光発電の大量導入により近年賦課金負担が急上昇し、抜本的な見直しが行われているが、既に発生している賦課金は長期にわたってドイツ国民や国内企業に負担を強いることとなる。我が国は後発の利を生かし、同じような道を歩まないようにすべきである。

我が国においても制度導入 2 年目の今年度の調達総額は約 3100 億円（10～20 年間継続する）、賦課金は 0.35 円/kWh（太陽光発電促進付加金を含めれば全国平均 0.4 円）に達しており、原発停止問題や燃料費の高騰によってただでさえ厳しい負担に直面し厳しい経営状況が続いている中小企業やそこで働く従業員、低所得者に対しては既に極めて重いものとなっている。

また、設備認定の状況は 10kW 以上の太陽光に偏っており、より安価で安定的な種別の電源の導入が進んでいない。さらに間欠性のある電源の導入に伴い必要となる送電網の整備や連携線の拡充、調整電源の確保等に関する国民負担を手当てする方法は、その実現可能性、妥当性も含め未だ検討中の段階である。

現状のままでは、国民負担が一般国民にとって想定外に増大する一方で、負担に見合う効果が得られない可能性が高いと言わざるを得ない。

かかる状況を踏まえ、平成 26 年度新規参入者向け調達価格等の改正に関する意見募集に対して、下記のとおり意見を提出する。

記

1. 調達価格等の見直し

以下の観点を踏まえ、調達価格等の見直しを図るべきである。特に、過剰な設備認定が発生している 10kW 以上の太陽光については抜本的な見直しが必要である。

(1) 適正コストの算定方法の見直し

平成 24 年度、平成 25 年度と同様、事業者の提出したコストデータを基礎として調達価格を算定しているが、10kW 以上の太陽光発電の設備認定状況を踏まえれば、平成 24 年度、平成 25 年度の価格設定が高すぎたことは明らかである。これは、システム価格が相当程度下がる中で、過去の導入実績の事業者申告値を「適正コスト」としたことに原因がある。「適正コスト」の算定にあたっては、過去の実績の推移から予想される将来時点（次年度）の価格想定を使うことによって、本来の「適正コスト」を得ることができないはずである。また、ただ事業者からの申告値を利用するだけであれば、事業者やメーカーのコスト低減インセンティブは働かない。コスト低減を促す方策として、最も競争力のあった価格をターゲットとするなどの工夫をすべきである。

(2) 内部収益率の引き下げ

調達価格は概ね事業者の申告が認められた費用に、「適正な利潤」として標準で 7～8% の内部収益率を上乗せしている。3 年間に利潤に特に配慮する期間とする特措法の規定を勘案しても、ほぼノーリスクで内部収益率を標準 7～8% と設定することは「適正な利潤」として過大すぎるため、引き下げを検討すべきである。

(3) 国民負担の増大

再生可能エネルギー特別措置法（以下、特措法）成立前の審議会や国会等では、政府は、本制度施行後 10 年後に最大限賦課金が上昇した際も 0.5 円を上回らないようにすると説明していたところであり、電気料金が上昇傾向にある中、国民負担を抑制するための見直しが必要である。

(4) 国民負担の妥当性

送電網の整備や連携線の拡充、調整電源の確保等の費用を含めた国民負担の程度や導入の見通し、制度の効果等について、十分な情報開示を行い、国民負担の妥当性を論理的に説明することが必要である。

(5) 技術革新の阻害

過度に高い調達価格を続けることは、コストダウンや供給の安定化に向けた事業者の技術革新の努力を阻害するものである。

2. 特措法の規定（注）を踏まえ、調達価格等の改定を半期ごとに行うべきである。

3. 事業者の利潤に特に配慮する期間について、特措法の規定どおり施行後 3 年間（平成 27 年 6 月末まで）で終了することを明確化すべきである。

4. 調達価格等算定委員会に中小企業を含めた産業界の電力需要家の立場の委員を加えるべきである。

5. 本制度について、諸外国の状況等も参考に、早急に抜本的な見直しの検討に着手し、「最大限の導入」ではなく、送電網の整備や連携線の拡充、調整電源の確保等を含めた総合的な国民負担の抑制、太陽光に偏った導入状況の是正、持続的な技術開発やコスト低減の促進等を図りながら、再生可能エネルギーの持続的、効率的な導入推進を図る枠組みを再構築すべきである。

特に、国民負担の抑制のため、導入量や国民負担額について、上限を設定すべきである。とりわけ、高価で不安定な電源の歯止めのない導入を制限することは、より安価で安定的な電源の導入を阻害しないためにも必要である。

また、調達期間内であっても、国民負担が過大になる場合には、調達価格の引き下げを可能とすべきである。

以上

（注）再生可能エネルギー特別措置法 第三条 経済産業大臣は、毎年度、当該年度の開始前に、（中略）「調達価格」（中略）及び「調達期間」（中略）を定めなければならない。ただし、経済産業大臣は、我が国における再生可能エネルギー電気の供給の量の状況、再生可能エネルギー発電設備の設置に要する費用、物価その他の経済事情の変動等を勘案し、必要があると認めるときは、半期ごとに、当該半期の開始前に、調達価格及び調達期間（以下「調達価格等」という。）を定めることができる。